

平成 16 年 6 月 18 日

各 位

株式会社 UFJホールディングス
株式会社 UFJ銀行

ガバナンス体制の抜本的強化に向けて

本日、金融庁より行政処分を受けたことにつきましては、お客さまおよび多くの皆さま方に大変ご心配をお掛けしており、深くお詫び申し上げます。当グループとしては、今回の処分を真摯に受け止めるとともに、今後このような事態を繰り返すことのないよう、ガバナンス体制の抜本的強化に全力で取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

1.総括

今回の行政処分につきましては、UFJ銀行ならびに持株会社であるUFJホールディングスにおける内部管理態勢全般に重大な欠陥があったものと受け止めております。

本日の処分に至るまで、お客さまや株主・投資家の皆さま方に多大なご迷惑・ご心配をお掛けしたことにつき、改めて深くお詫び申し上げます。

当グループは本年5月24日付で経営体制の刷新を発表しておりますが、今後は新経営陣のリーダーシップの下、過去を断ち切り、ガバナンス体制の強化に全力で取り組んでまいります。

2.行政処分の内容等について

本日受けた行政処分の内容等につきましては以下のとおりです。

【 .金融庁検査への対応】

(1)処分内容

以下の事由に基づき、行政処分を受けております。

- 「債務者区分等に影響のある資料・データ等の組織的な移動・隠蔽」、「立入検査における書類の保管場所の存否に関する虚偽の回答」、「立入検査における検査官の傍らでの一部資料の破損等」、「審査関連会議議事録及び検査官から要求された特定債務者に係る提出資料の組織的な改ざん・提出」、「資料・データ等の隠蔽等を前提とした個別債務者に関する虚偽の説明」等、検査忌避等に該当するものと思料される行為及び不適切な検査対応があった。

- これら行為ないし検査対応により、検査における債務者区分や償却・引当の判定等に困難が生じ、また、検査の効率的な実施が妨げられた結果、立入検査期間が大幅に長期化する等の影響があった。

行政処分の内容は、

- ・ 適切な受検態勢を確立し、検査にあたっての不適切な対応の再発防止を確保すべく業務運営および内部管理態勢を確立・強化すること
 - ・ 法令等遵守態勢を確立し、適正な業務運営を確保するため、内部管理態勢を充実・強化すること
 - ・ 上記に関する改善計画を提出し、着実に実行すること
 - ・ 改善計画の実施完了までの間、四半期ごとの実施状況等を報告すること
- というものです。

(2)当グループの認識

- ・ 検査対応に関して様々な至らぬ点や不注意な点があり、意図したものでないとは言え、外形上、法令違反の疑いを抱かれても致し方ないものと考え、深く反省しております。
- ・ ご指摘いただいた行為の背景として、内部管理態勢が不十分であったことについては真摯に受け止めております。

(3)再発防止策

再発防止のために、UFJ銀行として、法令遵守態勢を抜本的に強化することとし、以下の対応策を実施してまいります。

- ・ ガバナンス体制の再構築や大口先の管理体制の見直し等を実施してまいります。具体的には、第三者の客観性を確保する観点から外部専門家を招聘した「信用リスク管理委員会」を設置するとともに、信用リスク管理態勢にかかる相互牽制機能を確立すべく、内部監査部に大口先専担グループを設置する等、各関連部の牽制機能強化を図ってまいります。
- ・ 自己査定、償却・引当、不良債権開示等の規程類を再整備し、正確かつ適切性のある事務運営を徹底するとともに、法令遵守に関する行員の意識改革を徹底してまいります。

【 .経営健全化計画における収益目標の未達】

(1)処分内容

平成 15年 3月期決算において、業務改善命令を受けたにも拘らず、経営健全化計画に係る平成 16年 3月期の収益目標と実績が大幅に乖離したこと等により、業務改善命令を受けております。

業務改善命令の内容は、

- ・ 現行の業務改善計画を見直し、新たに、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を提出すること
 - ・ 同計画を着実に実施すること
 - ・ 同計画の実施完了までの間、四半期ごとの実施状況を報告すること
- というものです。

(2)当グループの認識

- ・ 16年 3月期決算は 3,723 億円の大規模赤字(子銀行合算ベース)となり、2期連続で業務改善命令を受けたことにつきましては、極めて重く受け止めております。
- ・ 本業収益力を示す実質業務純益は計画を超過達成したものの、16年度中の不良債権比率半減の過程で想定外の与信費用が発生する不確実性に備え、大口先を中心に引当を積み増したことにより、与信関連費用が計画を大幅に超過し、健全経営化計画目標と大きく乖離したものです。

(3)再発防止策

- ・ 新経営陣のもと、顧客基盤増強に向けた体制整備等も視野に入れた、抜本的収益改善策を含む業務改善計画を、ガイドラインに沿って新たに策定するとともに、今年度計画については不退転の決意で達成に向けて努力してまいります。
- ・ なお、当グループとして、新たな業務改善計画の策定に先駆けて、役員報酬の大幅引き下げを実施し、併せて今年度上期の職員賞与 20%カットの実施を検討しております。

【 .中小企業向け貸出に関する取組態勢】

(1)処分内容

中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関し、取組態勢が不十分であったと認められ、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」において示されている「経営健全化計画を自らの確に履行しようとしていないと認められた場合」に該当すると認められることから、業務改善命令を受けております。

業務改善命令の内容は、

- ・ 中小企業向け貸出に関する取組態勢の改善のための具体的方策を織り込んだ業務改善計画を提出すること
 - ・ 同計画を着実に実施すること
 - ・ 業務改善計画実施完了までの間、四半期ごとの実施状況等を報告すること
- というものです。

(2)当グループの認識

- ・ UFJ 銀行において、経営健全化計画の重要項目である「中小企業向け貸出」に関して、管理態勢が十分機能していなかったと深く反省しております。
- ・ 具体的には、中小企業の判定に使用する業種・資本金・従業員数の登録ルールや個人向け事業性貸出金の定義に沿った抽出が不十分であったこと、あるいは顧客属性見直しや登録状況に関するチェック態勢が不足していたこと、等により、大企業向け貸出が中小企業向け貸出実績に一部混入する一方、本来 中小企業向け貸出に含めるべきものが一部未計上となっております。
- ・ また、本部による施策展開と拠点指導に不十分な点があったことにより、制度の趣旨に必ずしもそぐわない、期末を跨ぐ短期間の貸出が相当額発生しております。
- ・ さらに、最終的に当局宛報告を行うべきUFJホールディングスにおいても、十分な検証を行わないまま実績を報告しております。
- ・ 計数管理態勢が十分に機能していなかったことで、結果として不正確な実績報告を行っていた点について深くお詫び申し上げます。

(3)再発防止策等

- ・ 顧客属性管理を軸とした計数管理態勢の再構築などを織り込んだ業務改善計画を策定・実施するとともに、早期健全化法の趣旨を踏まえ、与信改革の推進や新規先獲得を中心とした拠点体制の見直し等を通じて、健全な中小企業の資金需要に対する円滑な資金供給をより徹底してまいります。
- ・ なお、過去の実績計数は、現在精査中です。

【信用リスク管理に関する内部管理態勢】

(1) 処分内容

平成16年3月期業績予想修正の時点で十分に慎重な見通しをもって経営判断を行わなかった結果、決算短信において貸倒引当金繰入額が約5,000億円増加しており、適切な信用リスク管理態勢の確保、相互牽制機能の発揮が不十分であるなど内部管理態勢に重大な問題が認められたとして、行政処分を受けております。

行政処分の内容は、

- ・ 将来のリスク要因を適時適切に把握・管理することにより、信用リスク管理機能を一層向上する観点から、内部管理態勢を充実・強化すること
- ・ 上記に関する改善計画を提出し、着実に実施すること
- ・ 改善計画の実施完了までの間、四半期ごとの実施状況等を報告すること

というものです。

(2) 当グループの認識

- ・ UFJホールディングス(以下「当社」)は、4月28日に業績予想修正(平成16年4月28日付平成16年3月期業績予想および連結業績予想修正に関するお知らせ)を発表しましたが、その後、5月24日の決算短信(平成16年5月24日付平成15年度決算短信)において、大幅に異なった決算計数を発表しました。
- ・ 業績予想修正と決算短信との差異は、UFJ銀行(以下「当行」)が貸倒引当金を約5,000億円積み増したことによるものです。これは、不良債権開示額を大幅に削減していく中で、今後、想定外の与信関連費用が発生する不確実性が高まることを、十分に慎重かつ保守的に見通したことによるものです。
- ・ 仮に4月28日の段階で、慎重かつ保守的な判断ができていれば、今回のような修正により、各位にご迷惑をおかけすることはなかったものと反省しております。

(3) 再発防止策

- ・ 当社ならびに当行では、今後、信用リスクに関し、十分に慎重かつ保守的な経営判断が可能となるよう、以下のような改善策を通じて、信用リスク管理に関する経営姿勢の明確化、取締役会機能強化、相互牽制機能強化などの内部管理態勢の充実・強化を図ってまいります。
 - 客観性を確保する観点から、外部専門家を招聘した「信用リスク管理委員会」を設置
 - 基準改定等に際しては、信用リスク管理委員会で審議
 - 相互牽制機能強化のため、「信用リスク管理委員会」の意見を取締役会等の意思決定に反映し、取締役会の機能を強化

3.今後の経営方針

UFJホールディングス並びにUFJ銀行の新経営陣は、上記の処分を重く受け止め、信用リスク管理をはじめとする内部管理態勢等、ガバナンス体制の強化を最優先課題と位置付け、全力を挙げて取り組んでまいり所存です。

個々には上述の再発防止策を実施するとともに、外部の客観的な意見も取り入れるなど、透明性の向上により一層努めてまいります。また、この観点から、今後、委員会等設置会社への移行も検討してまいります。

既に、経営陣を刷新し、併せて役員報酬・職員賞与の削減も実施することで、過去を断ち切り“非連続の改革”を断行する決意を新たにしております。

引き続き、当グループに対するご指導・ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

4.責任の明確化

今回の一連の行政処分を受けて、責任を明確化いたします。

- (1)当グループの旧経営陣（UFJホールディングス社長、UFJ銀行頭取、UFJ信託銀行社長）は、既に平成16年3月期決算が赤字・無配となったことを重く受け止め、辞任もしくは辞任予定です。
- (2)UFJホールディングス並びにUFJ銀行の全役員につきましても、当面、一律50%の報酬カットを実施いたします（監査役については監査役会で協議）。
- (3)今回の行政処分の対象となった各項目を所管していた担当役員についても、6名については既に辞任もしくは辞任予定であり、5名についても上記に加えて、さらなる減俸処分（5～15%のカット）を実施いたします。
- (4)併せて、関係していた幹部職員についても、責任の明確化をはかる予定です。

以上